五

	(い)	(ろ)
(一)～(三)	（略）	
(四)	令第百二十八条の六第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物	令第百二十八条の六第一項の区画避難安全検証法により検証をした際の計算書
(五)‖	令第百二十九条第一項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物	（略）
(六)‖	（略）	

2・3　（略）

4　（略）

一～四　（略）

一

		(い)	(ろ)
(一)～(八)	（略）		
(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	（略）
		（略）	令第百二十六条の二第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(十)～(九)	（略）		

二　（略）

5～11　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一　（略）

五

	(い)	(ろ)
(一)～(三)	（略）	（新設）
(四)‖	令第百二十九条第一項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階のある建築物	（略）
(五)‖	（略）	

2・3　（略）

4　（略）

一～四　（略）

一

		(い)	(ろ)
(一)～(八)	（略）		
(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	（略）
		（略）	（新設）
(十)～(九)	（略）		

二　（略）

5～11　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一　（略）